

**パートタイム会計年度任用職員
(放課後児童支援員・補助員)募集**

業務内容 児童クラブ運営業務
勤務地 市立放課後児童クラブ実施
施設15か所

勤務時間 午後2時30分頃～7時

*土曜日、学校休業日等は午前7時
30分～午後7時(うち6時間程度・
交代制)、週3～4日

*小学校の夏休み期間のみの応募も
可

応募資格 放課後児童支援員認定

資格、保育士、幼稚園・小中学校教
諭・社会福祉士の資格を有する
方・補助員については特になし

賃金 市の規定に基づき支給

*通勤手当は距離に応じて支給

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格
証の写し

*書類提出後、面接のうえ決定しま
す。

問合先

七宝地区 七宝児童館

☎・FAX 442・2550

美和地区 美和児童館

☎・FAX 443・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

☎ 445・1367

FAX 445・0346

消防職員募集
[海部東部消防組合消防本部]

あま市及び大治町を管轄区域とす
る海部東部消防組合消防本部では、
令和7年度新規職員(消防吏員)採用
試験を次のとおり実施します。

採用予定人員 若干名

受験資格

①年齢

平成11年4月2日以降に生まれた
人

②学歴

ア 大学または短大を卒業した人
(令和7年3月までに卒業見
込みの人を含む)

イ 右記アと同等の学歴を有する
人

ウ 高等学校を卒業した人(令和
7年3月までに卒業見込みの
人を含む)

試験実施日

一次試験 7月14日(日)

教養試験・作文試験・適性検査・体
力測定

試験内容

組合消防本部・消防署及び北・南分署
において配付します。なお、当組合ウ
エブサイトからもダウンロードでき
ます。

提出書類は、5月下旬より当消防
署にて配付します。なお、当組合ウ
エブサイトからもダウンロードでき
ます。

③身体要件

健康な人(消防吏員として身体的
適正を有する人)

④その他

詳細は、受験申込書類及び市公式
ウエブサイトでご確認ください。

申込期間

6月3日(月)～14日(金)

*午前8時30分～午後5時15分(土、
日曜・祝日を除く)までに持参して

**海部地区環境事務組合職員採用試
験**

令和7年4月採用の海部地区環境
事務組合職員採用試験を次のとおり
実施します。

募集職種

技術職(機械・機械(高卒)・電気・電
気(高卒)・化学)

試験日

①一般方式 7月20日(土)
②SPP方式 7月6日(土)～20日(土)

試験要領・申込書の配付

海部地区環境事務組合総務課で配
付しています。なお、組合ウエブサイ
ト(<http://www.atkank.yo.or.jp>)からも入手でき
ます。

受付期間

6月3日(月)～27日(木)(必
着)

問合先 海部地区環境事務組合総務
課(津島市新開町二丁目212番
地)



☎ 0567・283810

組合公式ウエブサイト

<http://wwwamatobu-119.jp>

電話でのお問い合わせは、平日午
前8時30分から午後5時15分までの
間にお願いします。

興味のある企業主の方は、生涯学
力いただける企業を募集します。

習課へお気軽にご連絡ください。
問合先 生涯学習課(美和公民館・木曜日休館)

☎ 442-2261
FAX 446-0070

戸籍・届出



住民票の写し等の第三者交付にかかる「本人通知制度のご案内」

不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本人通知制度を実施しています。

事前登録した本人の住民票の写し、戸籍謄本などを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、登録した本人に交付した事実をお知らせする制度です。(なお、国または地方公共団体の機関からの請求は通知の対象外です)また、証明書を交付した第三者などの個人に関する情報は通知されません。

登録窓口 市民課

登録できる方

市に住民登録されている方、または、住民登録されていた方(平成26年6月19日以前に転出された方は登録できません)

・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあつた方

※死亡された方は対象となりません。

登録に必要なもの

- 登録する本人がお越しになる場合
- 本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)が必要です。

代理人がお越しになる場合

委任状と代理人本人確認書類、登録希望者の本人確認書類(コピー可)が必要です。

法定代理人がお越しになる場合

戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類が必要です。

問合先 市民課

☎ 443-3555
FAX 444-3167

税



令和6年度から森林環境税が始ま

ります

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るための森林整備等に必要な財源の確保を目的として創設された国税で

す。

令和6年度から国内に住所のある個人に対して、個人住民税均等割と併せて年額千円が課税されます。(個人住民税均等割が非課税の方は森林環境税は課されません)

また、平成26年度から実施されたいた復興特別税による千円の均等割の加算は令和5年度で終了しました。

問合先 税務課

☎ 444-0509
FAX 445-3856

令和6年度分の市・県民税の定額減税について

デフレ脱却のための総合経済対策として、令和6年度の市・県民税の定期減税が行われます。

対象者

令和6年度の市・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方で市・県民税の所得割のある方

特別控除額

①と②の合計額(ただし、所得割額が上限となります)

①本人 1万円
②控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く)一人につき

1万円

・給与からの特別徴収
定額減税実施後の額を、6月の別徴収を行わず、7月から令和7年5月までの11月分割で特別徴収

・年金からの特別徴収
10月支払分の特別徴収額から減税額を控除し、控除しきれない分は12月以降支払分から順次控除

・普通徴収

第1期分の税額から減税額を控除し、控除しきれない分は第2期分以降の税額から順次控除

問合先 税務課

☎ 444-0509
FAX 445-3856

教 育



海部地区小中学校教科書展示会開催のお知らせ

県教育委員会では、教科書に対する理解や関心を深めていただくために、教科書展示会を開催します。

※教科書の貸出はできません。

期間 6月4日(火)～28日(金)
(休館日6月10日(月)、17日(月)、24日(月)を除く)

時間 火～金曜日 午前9時～午後

7時

土・日曜・祝日 午前9時～午後5時

弥富市立図書館（☎0567・65・1117）弥富市前ヶ須町南

問合先 愛知県教育委員会義務教育課

☎954・6799

寄附



寄附のお礼

市民の方

高齢者福祉として
現金十万元

市民の方

甚目寺小学校、甚目寺南小学校、甚目寺東小学校及び甚目寺西小学校の
図書購入費として
現金四十万元

昭和二十六年度篠田小学校卒業同窓会一同様

篠田小学校のために
現金三万元
ご厚意ありがとうございました。

問合先 財政課

☎444・1714

FAX 444・0982

人権



☎444・0398

FAX 444・1074

ますので、お気軽にご相談ください。
人権相談口につきましては、広報の
今月の相談案内をご覧ください。

問合先 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074

人権擁護委員再任・新任のお知らせ

セ

この補償金は、国が誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様に多大な苦痛と苦難を強いてきたことを感謝するためのものです。秘密は守られますので、まずはお電話でご相談ください。

受付時間 午前10時～午後4時（月～金曜日。土・日曜・祝日、年末年始を除く）

問合先 厚生労働省補償金担当窓口
☎03・3595・2262

問合先 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074

女性活躍情報誌「@MYLE」
記者募集!!

市内で活躍する素敵な女性の生き方を紹介する情報誌の記者になつてみませんか？活動期間は7月から8月のうち5日間ほどで、取材の前後に取材のコツや記事の書き方を学ぶ講座もあります。編集アドバイザ

ハンセン病とは・・感染力の極めて弱い「らい菌」による慢性の感染症ですが、感染しても発病することはごく稀で、早期に適切な治療を受ければ後遺症を残すことなく治癒します。

しかし、以前は後遺症が残ることや遺伝病などという誤った思い込みから不治の病として、患者やその家族までもがいわれなき偏見や差別を受けました。また、国の隔離政策により、療養所に強制隔離されたり、家が消毒されたりしたことが、より一層、誤解や偏見を招きました。そんな中、旧甚目寺町出身の医師小笠原登博士は、「いい」は不治ではないという自分の信念、経験に基づき当時の強制隔離政策に毅然と反対し、患者に対して献身的な治療を行いました。会場では、小笠原登博士のパネルなどもご覧いただけます。

日時 7月1日㈪～5日㈮

場所 市役所1階 市民活動スペー

ス

問合先 人権推進課

FAX 444・0398

ハンセン病を正しく理解するパネル展

ル展

ハンセン病元患者家族に対する補償金制度について

この補償金は、国が誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様に多大な苦痛と苦難を強いてきたことを感謝するためのものです。秘密は守られますので、まずはお電話でご相談ください。

人権擁護委員再任・新任のお知らせ

セ

4月1日付で近藤哲夫委員（再任）、三浦和巳委員（再任）、林眞美子委員（新任）が法務大臣より委嘱をされ、人権擁護委員活動をお願いすることとなりました。任期は3年になります。人権に関するお悩みなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

受付時間 午前10時～午後4時（月～金曜日。土・日曜・祝日、年末年始を除く）

問合先 厚生労働省補償金担当窓口
☎03・3595・2262

問合先 人権推進課

☎444・0398

FAX 444・1074

6月1日は人権擁護の日です

市では、法務大臣により委嘱された人権擁護委員が活動しています。

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、地域の皆さんに人権について関心と理解を深めても

らうために、様々な啓発活動を行っています。また、あらゆる人々の人権

を守るために、毎日の暮らしの中で起

こる人権に関する問題に対し、法務

局や市役所などで人権相談に応じて

います。相談は無料で秘密は厳守し

ます。

市政ニュース

の方でも安心です。情報誌は市内全戸に配布されます。

対象 市内在住、在勤または在学している高校生以上の方

募集人数 一般3人、学生6人
(3人ずつのチームをつくります)

*応募多数の場合は、じからで選考させていただきます。

申込 6月28日(金)までに人権推進課の窓口、または電話でお申し込みください。18歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。

問合先 人権推進課

☎ 444-0398

FAX 444-1074

の方でも安心です。情報誌は市内全戸に配布されます。

事業者 NPO法人ママぶらす

つながりサポート事業事務局(受託事業者 NPO法人ママぶらす)
LINE @517amlrb



原画を美和文化会館1階ロビーで展示中です。

心温まる魅力的な作品をぜひご覧ください。

毎日 午前9時～午後9時

場所 美和文化会館1階 ロビー

日時 休館日(平日の月曜日)を除き

6月3日(月)～28日(金)

*展示初日の午前中に準備をする場合がございますので、予めご了承ください。

問合先 美和文化会館

☎ 449-1114

災害時のために必要な男女共同参画(男女共同参画週間パネル展)

6月23日(日)から29日(土)まで「男女共同参画週間」です。私たちが、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、一人ひとりの認識と取組が必要です。

市では、災害発生時に、様々なニーズに対応するために必要な男女共同参画の視点について考えるパネル「男女共同参画のキホン・防災編」を展示します。ぜひこの機会にご覧ください。

福祉



**障がい福祉サービス事業所
カレンダー原画展**

あま市社会福祉協議会で運営している、就労継続支援B型事業所「くすのきの家」「美和ひまわり作業所」と生活介護事業所「くすのきの家(西館)」において製作された「障がい福祉サービス事業所カレンダー2024」に使用されている、事業所を利用の皆さんが描いたイラストの

日時 月末年始を除く偶数日
(午後6時～10時)(最終受付午後9時30分)

問合先 あま市地域における女性の

日時 6月24日(月)～28日(金)

場所 市役所1階 市民活動スペース

問合先 人権推進課

☎ 444-0398

日時 6月24日(月)～28日(金)

場所 市役所1階 市民活動スペース

問合先 人権推進課

☎ 444-0398

**『人権を理解する作品コンクール』
展示会**

対象 市内に居住する18歳未満の障がい、または発達に不安のある児童及びその保護者

日時 月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分(祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く)

場所 あま市中橋五反地9番地「児童発達支援センター」すべてっぷある

TEL 070-8690-4000

FAX 414-5547

✉ a-itaku@aruiteikou.org

問合先 障がい福祉課

FAX 444-1074
TEL 485-5980

「シニアいきいきアンケート」1回

答のお願い

70歳以上の方(要支援要介護認定者を除く)を対象に「シニアいきいきアンケート」を送付しています。この事業は、心身機能の低下の兆候を把握し、必要に応じて積極的な介護予防健康づくりに取り組んでいます。

質問項目全てを記入し、同封の返信用封筒で6月28日(金)までに回答いただきますようお願いします。

問合先

高齢福祉課 地域包括支援センター

FAX 443-2571
TEL 444-3159

保険・年金



あま市国民健康保険・後期高齢者医療の入院時食事療養費について

事療養費が6月1日(土)より変更になります。
保険医療機関に入院したときの食事療養費が6月1日(土)より変更になります。

区分		5月31日(金)まで	6月1日(土)以降
①	一般(②・③以外の方)	460円(※)	490円(※)
②	【国民健康保険】区分才、または低所得Ⅱの方	90日以内の入院(過去12か月の入院日数)	210円
	【後期高齢者医療】区分Ⅱの方	90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	160円
③	【国民健康保険】低所得Ⅰの方 【後期高齢者医療】区分Ⅰの方	100円	110円

※指定難病等の認定を受けた方は260円から280円となります。

申請場所 保険医療課

(2)・(3)に該当する方は、医療機関においてマイナンバーカードを健康保険証として利用しない場合「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示する必要があります。保険医療課窓口で交付を受けください。

また、(2)に該当する方のうち、直近12か月で90日を超える入院がある場合は、別途申請が必要です。

問合先 保険医療課

TEL 444-3168
FAX 444-33555

問合先 保険医療課
TEL 444-3168
FAX 443-33555

ねたきり高齢者・認知症高齢者の医療費負担額を助成しています

75歳以上の、介護保険サービスを受けている要介護4、または5の方は、後期高齢者福祉医療制度により、医療機関で受給者証を提示することで、保険診療分のうち自己負担額助成を受けることができます。ただし、主たる生計維持者が市民税非課税の方に限ります。

申請に必要なもの

自閉症状群と診断された方の医療費負担額を助成しています

医療機関で自閉症状群と診断された方は、障害者医療制度、または後期高齢者福祉医療制度により、医療機関で受給者証を提示することで、保険診療分のうち自己負担額の助成を受けることができます。

申請に必要なもの

- 病名が自閉症状群と記載された診断書(診断日から3か月以内のもの)
- 健康保険証
- ※自閉症状群に含まれない診断名もありますので、詳しくはお問い合わせください。

申請場所 保険医療課
TEL 444-3168
FAX 443-33555

今年度の国保「特定健診」が6月から始まります！

国保「特定健診」は、生活習慣病の予防と早期発見のための健診で、健診料は無料です。年に一度の健診を忘れずに対応しましょう。

がありあす。田原から、防災訓練などを通じ、隣近所との関係を大切にして、こやかとこやかに助け合える関係を築きましょ。

問合先 危機管理課

☎ 444-08330
FAX 441-8330

突然の大雨など風水害に備えて

あま市は、ゲリラ豪雨や河川の氾濫による水害の危険のある地域です。梅雨入りを迎えるにあたり家庭でも、防災ハザードマップを確認したり、防災についての話し合いをしたりするなどして、少しでも被害を軽減できるように心掛けましょう。

～市からのお願ひ～

【早めの避難を心掛け】

市内へ警報が発令された場合などは、初めて記の3箇所の避難所を開設します。不景のあの方は、早めに避難してください。

- ①七宝保健センター
- ②美和保健センター
- ③甚目寺総合福祉会館

※洪水・内水ハザードマップは、公式ウェブサイトにも掲載しています。

<http://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/safety/bousai/1002250.html>

html 【危険箇所の把握】

急な大雨の場合、通勤や通学で利用している道に、思わぬ危険が潜んでいる場合があります。普段から危険箇所の把握をして、増水時は、近づかないようにしましょ。

【災事情報の配信】

市では、災害時における避難所の開設、避難指示などの情報を携帯電話のメールサービス「あま市防災情報メール」により配信しています。より確実に情報を伝えることができるため、一人でも多く登録いただきましょうのお願いします。

登録先メールアドレス及び登録方法
bousai.ama-city@raiden.ktaiwo.jp

- ①携帯電話等の新規メールに宛先を入力し空メールを送信してください。



洪水情報を緊急速報メールで発信！

国が管理する庄内川及び木曽川で、氾濫の危険が高まった時、緊急速報メール（エリックメール）が自動で発信されます。メールを受信した際、雨の降り方や川の水位を「川の防災情報」で確認しましょう。

問合先 国土交通省庄内川河川事務所

☎ 914-6711
FAX 915-5093

メイン指定を解除してくだり。
※3 登録ができない場合は、危機管理課へお問い合わせください。

問合先 危機管理課

☎ 441-0862
FAX 441-8330

その他



公平委員会委員を紹介します
石村眞一郎委員の任期満了に伴い、あま市議会3月定例会において選任同意を得て、小島基生氏が公平委員会委員に選任されました。

公平委員会委員を紹介します
石村眞一郎委員の任期満了に伴い、あま市議会3月定例会において選任同意を得て、小島基生氏が公平委員会委員に選任されました。



問合先 公平委員会事務局
【任期：6月15日～令和10年6月14日】

FAX 444-0903
☎ 444-0982



公平委員会委員 小島 基生 氏